

## 第8回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会事項書

平成20年2月22日

議事堂601特別委員会室

- 1 関係団体からの意見聴取
- 2 その他

関係団体意見聴取時間割

日時	団体名	備考
【2月21日(木)】		
13:30-14:00	三重県消費者団体連絡協議会	
14:00-14:30	三重県製麺協同組合	
14:30-15:00	社団法人 三重県食品衛生協会	
15:00-15:30	三重県生活協同組合連合会 生活協同組合コープみえ	
【2月22日(金)】		
14:00-14:30	三重県食品産業振興会	
14:30-15:00	三重県養鶏協会	
15:00-15:30	三重県農薬商業協同組合 三重県肥料商業組合	
15:30-16:00	三重県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会三重県本部	

聴取会の進行状況により、時間が前後する場合がありますので御了承ください。

## 三重県食の安全・安心の確保に関する条例（仮称）（骨子案）についての意見

三重県食品産業振興会  
会長 山崎 義文

### 意見 疑義及び修正希望事項

#### 条文等

##### 1 前文（５）

前文（５）に「このような状況において、本県における食品の安全性及び信頼性を確保していくことは、本県が取り組むべき喫緊の課題であるとともに、安全・安心な県産食品の供給の拡大に寄与するものである。」

と記されているが、県産食品とはどこまでのものを指すのか。骨子案全体からは、農林水産物に絞られているように読める。加工食品は、どの様な位置付けで考えられているのか不透明である。例えば - 1、2、5 に於いては農林水産物と記されており、加工食品についての記載はない。

##### 2 何について、どうしたいのかが不鮮明

全体の構成が「食品全般」を意図された書き出しの印象が有るが、条例の後半からは、「農林水産の一次産品」に特化した表現方法になってきており、食の安全のもう一方の角度である「食品衛生」の観点となる「加工」に付随した安全の確保に関する配慮した標記が無い。

##### 3 標題（タイトル）について

配布された意見聴取案内では 2 の項目に「・・・揺らいだ県民の皆様の県産食品に対し安全・安心に関する信頼を回復・・・」とあります

が、この条例は、「三重県」「三重県産」の何れをお考えなのか

或いは、県、県産を何れも外し「みえ 食の安全・・・」のようにかな書きで「みえ」のみのほうが理解し易いのではないか。

##### 4 総則 2 . 定義

「・・・用語の意義は、次のとおりとする。」 「・・・用語の定義は、次のとおりとする。」  
ではないのか。

##### 5 総則 2 . 定義

「食品関連事業者 食品等又は肥料、農業・・・」

「事業者：肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行うものをいう。」

のように、栃木県条例の書き方の方が「県産品」の安全性を高らかに謳うのであれば、川上からの従事される事業を記載していく方がわかりやすい。

中途半端な食品関連事業者と記するより、事業者とはの定義で充分と考える。

又、「食品等」ではなく、明らかに食品若しくは添加物と明確に標記がより具体的に分かりやすく、「等」は極力避けるべきと考える。

## 6 総則 4 . 県の責務

県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

県の責務の条項は簡単すぎる。何を行うべきか少なくとも次項、5 食品関連事業者の責務、6 県民の役割のように、県として食品関連事業者に対してどのような責務があるのか、県民に対してどのような責務があるのかを記載すべきではないか。

また、7 . 9の項目はわかりやすくするために設けられたものと思われるが、県の責務として纏められるものとする。

## 7 総則 5 . 食品関連事業者

「食品関連事業者」 「事業者」

以下の条文も同じ

## 8 基本的施策 ー 安全・安心の推進 2 監視指導體制の強化

県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において・・・」

としているが、県産食品或いは県内に於いて生産、製造された食品等とした方が良いのではないかと考える。

県外の食品等については関係官庁に監視指導體制の強化を要望していくという文言を追加するのが良いのではないかと考える。

## 9 基本的施策 ー 安全・安心の推進 8 認証制度

「・・・又一定の要件・基準に基づいて生産された県産食品の認証制度を積極的に推進し、・・・」  
とありますが、どのような認証制度をお考えでしょうか？

三重県では、厚生労働省の見地からは「HACCP」、農林水産省の見地からは「有機 JAS」などの既存の認証制度が縦割りで存在しています。

これらに対して安全・安心を担保するために「どのような検査機関」が認証することになるのでしょうか？

或いは、認証制度では三重ブランド認定制度を挙げられているが、県民の健康被害に直接係わる食の安全性確保の為には三重県 HACCP 手法認定制度（衛生管理制度）の推進も必要であるとする。

## 10 食の安全・安心に関する措置

### 1 . 安全な農林水産物の供給

この条項は明らかに、農林水産物の一次産品に対するものであり、加工食品のように工程を経過することによる危害リスクに対する表記が無いのは何故でしょうか？

農水からの視点である「県産の一次産品」しか意識されていないのでしょうか？

赤福問題が本条例策定の発端であるとするならば加工食品まで含めなければならないのではないかと考える。

### 11 2 . 出荷・販売の禁止

前記 1 に同じ

### 12 3 . 自主回収の報告

(2)「・・・食品関連事業者のうち、自ら生産し、採取し、製造し、・・・直接県民に販売することを主として営むものについては、(1)の規定は適用しない。」

行商、朝市などで販売される事業者を意識した表現で、配慮は大変良く判ります。

が、県民の生命財産を守るのであれば、採れたてであっても、金品の対象として提供される以上、安全の担保の上に成り立っており、「事件・事故」が起これば回収・報告をさせることにしなければ、食中毒事故のように「小さい発生件数であれば問題視しない」は、今回のような「中国ギョーザ薬物事故」のように大きく後手に回る心配はありませんか？

1 3 4 . 回収にかかる指導等 ( 4 )

大量に製造されるものでは、第一次は、三重県外への販売であっても、流通業者を通じて、三重県内で販売されることが有ると考えるべきであり、自主回収の報告義務に例外を設けるべきではない。

1 4 5 . 立入調査

農林水産物としており県内加工食品については言及されていない。

赤福のような事例では「食品等、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うために必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。」とすることが出来ないのではないか。

1 5 付属機関

1 . 設置等

「・・・検討会議(仮称)・・・」はインパクトが弱いです。もっと強く「・・・推進会議・・・」の方が判り易いですが如何でしょうか？

1 6 2 . 組織等

食品関連事業車はどの様な事業者まで指すのか不透明。検査機関は含まれるのか。

1 7 その他

本条例を、より具体化、実現していく上で、これに関する細則は、当然作成されると考えるが、時期はいつ頃を予定されているのか。

平成20年2月22日

三重県議会事務局  
企画法務課御中

三重県養鶏協会

「三重県食の安全・安心の確保に関する条例骨子案」にかかる意見書

1. なぜ、何の目的で、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」を制定が必要ですか？

三重県議会ホームページに掲載されておりますように、食の安全・安心に関する法令は整備されていることと理解しております。法令に不備があるならば補足が必要と思いますが、ご説明をお願いします。

三重県の安全・安心な農林水産物や食品の生産・販売を啓発するものであれば賛成です。

2. 「三重県食の安全・安心の確保に関する条例骨子案」の文面に関しての意見

前文 物流の拡大や食品製造技術の開発が有害物質による食品汚染を拡大しているとは考えられない。

前文としては内容が複雑で、わかりやすく簡素にならないでしょうか。

I 総則

6 県民の役割

県民が努める、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策とは？

Ⅲ基本的施策の二県民の参加等の1、2の条項と理解すればよろしいか。

Ⅲ 基本的施策

一 安全・安心の推進

2 監視指導体制の強化

「…食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、一貫した監視、指導、検査は……」は、県で一貫した指導、検査体制をしいてもらえますか？

養鶏業界は、家畜保健衛生所の適切且つ熱心な指導の下で安全、安心、安価な鶏卵を安定して生産・販売を行っておりますが、家畜保健衛生所の条例に基づく検査料は高く、民間検査所へ移行していく生産者も増えております。

このような状況で一貫した指導、検査体制は整うのでしょうか。

又、食品等の生産から販売までは指導機関が異なり「…食品等の生産から販売に至る行程の必要な各段階において、監視、指導、検査その他…」となるのではないのでしょうか？

## 8 認証制度

「人と自然にやさしい みえの安心食材表示制度」の認証と制度を統一して頂きたい。

鶏卵も本年4月から「みえの安心食材」の認証を受け付けて頂けるよう準備が進んでおりますが、農林水産物の認証制度の認定・運営については本条例の制度運営とみえの安心食材の制度運営を統一して頂きたい。

### IV 安全・安心の確保に関する措置

#### 1 安全な農林水産物の供給

なぜ、農林水産物だけですか？

食品の諸問題は、加工食品で多く問題になっております。

#### 2 出荷・販売の禁止、5 立入検査、6 措置勧告について、なぜ、農林水産物だけですか？

農林水産物に限定すれば、加工食品については安全・安心の確保のための供給である出荷・販売、立入検査、措置勧告の規定はないことになります。

#### 3 自主回収の報告

(1)②の「…規則に定める食品等」とは何の規則を指すのですか？

#### 4 回収に係る指導等

自主回収の報告の全てを公表するという事は、風評被害につながり、小規模農業生産者においては経営の継続を危ぶまれることにつながります。

ならば、小規模生産者などの経営立て直しなどの十分な配慮が必要ではないですか。

#### 5 立入検査

調査時の検査員証とその提示、犯罪捜査と無関係などの規定が必要ではないですか？

### V 附属機関

#### 2 組織等

検討会議の委員の任期の規定は必要でないでしょうか。

#### 3. 本条例制定の主旨は、三重県民が安全・安心な農林水産物、加工食品を食できるよう、そして安定した供給ができるよう、且つ、食品産業が発展し、地産地消を推進することにあると考えたいと思います。

ならば、このような監視、監督というような条例ではなく、安全な農林水産物、食品を生産、供給できるように指導し、啓発する条例にして頂きたい。そして、地産地消が奨励され、生産者、消費者とも同じ県民が豊かで、温かい心でお付き合いできるような条例の制定にご配慮頂きたいと要望します。

以上

「三重県食の安全・安心の確保に関する条例骨子案」に関する意見書

三重県農薬商業協同組合  
理事長 青木 邦夫

三重県肥料商業組合  
理事長 加藤 眞八

- I 骨子案全体については、県民の健康の保護並びに安全、安心な食品の供給及び消費の拡大に寄与すると云う認識には基本的に賛同する。

但し

1. 農薬、肥料取り扱い業者としては

① 前文の(4)、I 総則の3の(3)、Ⅲ 基本的施策の 一の6など加工食品の問題が今回の条例提出の主な趣旨と受け取れるにもかかわらず、IV安心・安全の確保に関する処置の項、特に1、2項は農業者のみの処置に偏り過ぎてているように思われる。

② 平成16年5月の農薬取締法の大幅な改正につづき肥料取締法の改正、食品安全基本法の改正、食品衛生法の改正に続きポジティブリストの施行、これに伴う「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」「農作業の記帳と保存」と農業者にとっては大変なことと困惑と戸惑いがあったのに対し、指導者の多大の努力と農業者、関係者の誠意と働きにより、やっと当初不安が解消されてきている。出来れば2、3年前にこれら条例により後押しがあったらと思われる。

2. 食の安全、安心には食品の安定供給も含まれているのではないか。

1) 食の安全、安心について大事なこと。

- ① 食べるものが安定供給される
- ② 食品について確かな情報がある
- ③ 食品のリスクをどう考えるかということ

以上の3点のうち①についても自給率が40%を割っており食料不足が来ると云われている中で「前文」及び「基本的施策」で少しは触れてほしい。



## II 骨子案に対する疑問点と改正案

### 1. 前文 - (3)

この項は見方や考え方により異なることがあるため以下のように提案する。

「削除」

① 科学技術の発達は一遺伝子組替え食品、分析技術の発達は残留分析の件数、精度の向上等も考えられ ② 国際的な物流の拡大—食生活を豊かにしている反面、BSE問題、鳥インフルエンザ等の危険性の増大等もあり。 ③ 食品への有害物質の残留等の可能性は—増大しているとは思えない。 ④ 新たな食品製造技術は—インスタント食を含め食の幅を豊かにしている等、等。

### 2. I-2-(3)

この項の、「安全性に影響をおよぼすおそれがある農林漁業の生産資材の」前段に生産資材名がありながら、又、ここで再度採り上げるのは、農林漁業の生産資材だけが安全性に影響あるようにとれる、又おそれがあるもの判断基準等はどうか。

以下のように提案する。

「(3) 食品関連業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。」

### 3. I-5-(4)

この項の「県が実施する食の安全、安心の確保に関する施策に積極的に協力する責務を有する。」とあるが、たとえば安全な食品生産のため農薬肥料を30%低減する目標を推進する施策に対し、農業者及び農薬肥料流通業者が県の施策だから積極的に協力する責務があるといわれても事実上困難であるため。

以下のように提案する。

「(4) 食品関連業者は、事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力するものとする。」

### 4. IV-2-(2)

この項の「販売が禁止された農林水産物に該当する疑いがあるものは、その安全性が確認されたあとでなければ、これを出荷し、又販売してはならない。」とあるが(1)も含め農林水産物のみが対象なのか、又該当する疑いのあるものについては解釈の仕方、特に拡大解釈していくと、規模が広がりのおそれがある。以下のように提案する。

「食品関連業者は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売が禁止された食品等はその安全性が確認されるまでは販売してはならない。」

### III 骨子案に対する質疑と要望

#### 1. 質疑

- 1) I-2-(3) 食品関連事業者は県内業者のみが対象か、県外も含むのか。
- 2) IV-2-(2)・(3) 食品関連業者の定義には無い「出荷」という言葉が出て来るのはなぜか。その意図は。
- 3) IV-2-(2) 安全性の確認された後とあるが、その確認はだれが行い、どのような機関で行わなければならないのか。
- 4) IV-3-(1)-②に掲げる食品等はどのような食品なのか。
- 5) IV-3-(2) 直接に県民に販売することを主として営む者とは具体的にどのような事業者か。

#### 2. 要望

- 1) 安全・安心な食品提供の根源をなす農業者の実態と援助  
農業の現状は大変な状況になっている。資材費が高騰するなか農産物価の下落で農家所得が減少しているなかで、三重県の農業従事者は60歳以上が50%をこえた状況になっており、更に毎年6,500人程度従事者が減少している等があり、肝心の食の安全・安心を担う農家に元気になってもらわなければこまる。  
そのために、農業に対する充実した県施策を要望する。
- 2) 農業者に対する指導体制の強化  
農家のなかには、「農薬の使用は容器のラベルをよく読んで使って下さい」と言っても細かく書かれているため読めないようなこともおおく、農家との対話のなかでの指導が必要となっている。  
このため、私どもも、農家の要望に応えるため、農業技術の習得研鑽に努めておりますが、県及び関係機関の指導体制の充実を要望する。
- 3) 安全・安心な食品提供について県民への理解と啓蒙  
安全・安心な農産物は無農薬や無肥料ではなく、適正に使用して健全に生育した農産物が安全な農産物であること、またこれが食の安心更には安定供給に繋がっていることを県民の皆様理解して頂くことが重要である。  
このため、県民消費者に正しく理解していただくための啓蒙活動を要望する。

骨子案全体に対する見解・意見について(案)

1. 「県民のために食の安全・安心の確保が重要である」という認識には、変わりない。
2. 県条例と言う事で、各都道府県での指導基準に格差が生じることが想定される。すでに、極めて厳しい県間産地競争にさらされており、県内農業者にとって、これ以上のコストアップ(安全・安心確保のための管理コスト)は、死活問題に直結ご配慮願いたい。
3. 地方公共団体への情報提供、県民への公表については、このことによる風評被害が、他の生産者に甚大なる被害をおよぼす可能性が高いことから、くれぐれも慎重に対応願いたい。
4. 前文のなかに食の安全・安心を確保することからも地産地消の文言を入れていただきたい。

章	節	項目	規定	修正項目	修正規定	理由および質問
I 総則		2 定義	(3)食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。	2 定義	(3)食品関連事業者 食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。	I-2-1(2)に食品等に農林水産物が含まれていることが明記されているので、わざわざ入れる必要はない。
Ⅲ 基本的施策	一 安全・安心の推進	7 自主基準の設定及び公開の促進	県は、食品関連事業者自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものとする。	7 自主基準の設定及び公開の促進	県は、食品関連事業者自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものとする。	基準の設定は栽培歴、公開は栽培履歴でいいのか。
安全・安心の確保に関する措置		1 安全な農林水産物の供給	(1)食品関連事業者は、安全な農林水産物を供給するため、農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品(以下(2)において「農薬等」という。)の使用方法について関係法令で定める基準に従い、農林水産物を生産しなければならない。 (2)県は、食品関連事業者による安全な農林水産物の供給に資するため、農薬等の使用に関して関係法令で定められた基準に係る指導及び監督を行うとともに、情報の提供その他の必要な技術的支援を講ずるものとする。	1 安全な食品等の供給	(1)食品関連事業者は、関係法令で定める基準に従い、安全な食品等を生産、供給しなければならない。 (2)県は、食品関連事業者による安全な食品等の供給に資するため、農薬等の使用に関して関係法令で定められた基準に係る指導及び監督を行うとともに、情報の提供その他の必要な技術的支援を講ずるものとする。	農林水産物と言う特出しをなぜする必要があるのか。また農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品の使用については、現行法律があるので関係法令でいいのではないのか。
		2 出荷・販売の禁止	(1)食品関連事業者は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売等が禁止された農林水産物を出荷してはならない。 (2)食品関連事業者は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売等が禁止された農林水産物に該当する疑いがあるものは、その安全性が確認された後でなければ、これを出荷し、又は販売してはならない。	2 出荷・販売の禁止	(1)食品関連事業者は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売等が禁止された食品等を出荷してはならない。 (2)食品関連事業者は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売等が禁止された食品等は、その安全性が確認された後でなければ、これを出荷し、又は販売してはならない。	前文(5)県産食品の供給の拡大に寄与するの意図からも「該当する疑いがあるものは、」の表現は、不明瞭であり、風評被害がでる可能性ともなるので削除する。
		3 自主回収の報告	(1)食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるものに限る。)は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の①又は②に該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。 ①食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがある食品等(同法第19条第2項の規定に違反し、又は違反する疑いがあるもの(規則で定めるものを除く。)を除く。) ②①に掲げるもののほか、健康への悪影響の未然防止又は食品等への信頼性の確保の観点から規則で定める食品等 (2)食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるものに限る。)のうち、自ら生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接県民に販売することを主として営む者については、(1)の規定は、適用しない。	3 自主回収の報告	(1)食品関連事業者は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の①又は②に該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。 ①食品衛生法の規定に違反し、又は違反する食品等(同法第19条第2項の規定に違反があるもの(規則で定めるものを除く。)を除く。) ②①に掲げるもののほか、健康への悪影響の未然防止又は食品等への信頼性の確保の観点から規則で定める食品等 (2)食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるものに限る。)のうち、自ら生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接県民に販売することを主として営む者については、(1)の規定は、適用しない。	県内には、多種の食品が多様なルートを通じて流入しており、県外の食品関連業者も含むべきである。自主回収とは、どうゆうことを想定しているのか。(2)のなかで直接県民に販売するとは、具体的にどうゆうことを指すのか。
		4 回収に係る指導等		4 回収に係る指導等		自主回収まで指導の必要があるのか。
		5 立入調査	知事は、食品関連事業者がIV-2の規定に違反して農林水産物を出荷し、若しくは販売したとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該食品関連事業者その他の関係者から報告を求め、又はその職員に、それらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品等、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うために必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。	5 立入調査	知事は、食品関連事業者がIV-2の規定に違反して食品等を出荷し、若しくは販売したとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該食品関連事業者その他の関係者から報告を求め、又はその職員に、それらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品等、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うために必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。	
		6 措置勧告	(1)知事は、食品関連事業者が次のいずれかに該当するときは、当該食品関連事業者に対し、必要な措置を勧告することができる。 ①IV-2の規定に違反して農林水産物を出荷し、又は販売したとき ②IV-5の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき (2)知事は、(1)の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る食品関連事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。 (3)知事は、(1)の規定による勧告をした場合は、その旨及び当該勧告の内容等を公表することができる。	6 措置勧告	(1)知事は、食品関連事業者が次のいずれかに該当するときは、当該食品関連事業者に対し、必要な措置を勧告することができる。 ①IV-2の規定に違反して食品等を出荷し、又は販売したとき ②IV-5の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき (2)知事は、(1)の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る食品関連事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。 (3)知事は、(1)の規定による勧告をした場合は、その旨及び当該勧告の内容等を公表することができる。	

その他（条例表現について）

I 総則について

- (1) 『3. 基本理念 (3)「食の安全・安心の確保は、食品等の安全性を高めるための措置が講ぜられ、・・・」』について

(意見)

「食品の安全・安心の確保は、このために必要な措置が講ぜられ、・・・」に修正。

食品の安全性の確保のための措置を講じることは、理解できるが、食品の安全性を高めるとは、どういうことなのかわかりづらい。

食品安全基本法においても、安全性の確保について記載されているが、安全性を高めることについては、触れていない。

- (2) 『5. 食品関連事業者の責務 (1)・・・第一義的責任・・・』について

(意見)

「第」を削除して、「・・・一義的責任・・・」に修正。

食品安全基本法の条文に「一義的責任」と記載されているため。

- (3) 『(4)・・・施策に積極的に協力する責務を有する。』について

(意見)

「積極的」を削除して、「・・・施策に協力する責務を有する。」に修正。

食品安全基本法の条文に「積極的」と記載されているのは、第9条（消費者の役割）のみであるため。

以上